

～ 社員の幸せが企業の力に ～

育児・介護休業法に対応する就業規則を整備しませんか

育児・介護休業法に対応した就業規則作成等のために、区が社会保険労務士(ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー)を無料派遣します！

申請受付期限：令和7年12月12日(金)(必着)

支援内容

- 育児・介護休業法に関する就業規則の作成／改正の支援
- 職場環境整備に向けた提案
- ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発、助言、法律等の情報提供 ほか

対象者

- 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業など
- 葛飾区内に事業所、営業所、支店、工場または店舗がある(本店が区外でも可)
- 育児・介護休業法に対応した就業規則を作成/改正予定

費用・派遣期間

- 無料 ※就業規則の改正は育児・介護休業法に関する部分のみが対象です。それ以外の部分の作成／改正は、自己負担になります。
- 派遣期間はおおむね3か月です。

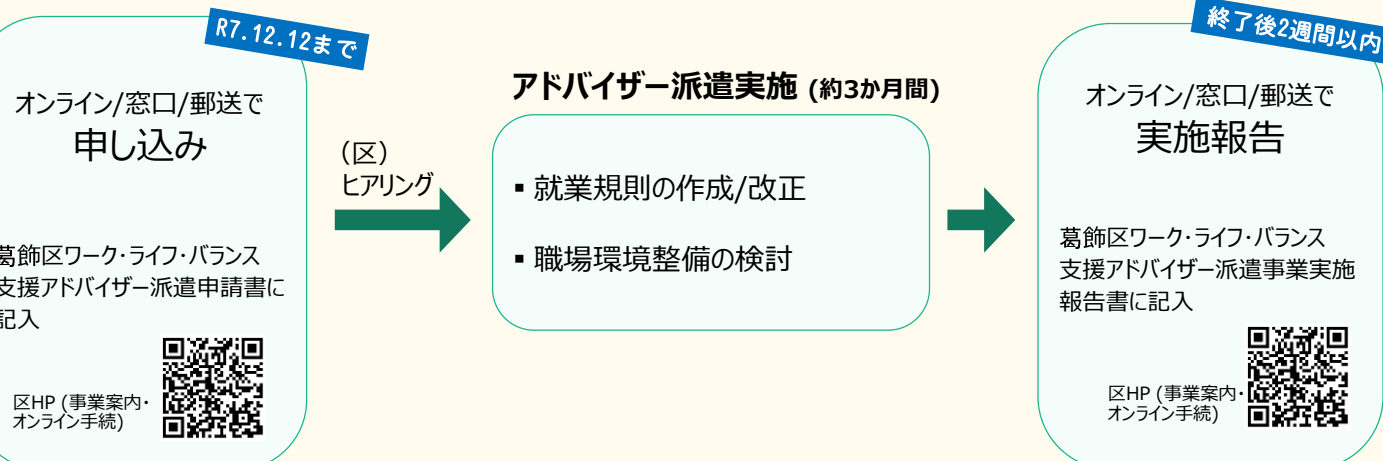
就業規則…賃金や労働時間などの労働条件に関することや、職場内の規律などについて定めた職場における規則集です。労働基準法において、従業員10人以上の事業所は作成義務があります。

育児・介護休業法…育児休業・介護休業など事業主が講じるべき措置等が定められている法律です。

国HP(育児・介護休業法について)



申し込み・実施の流れ



就業環境を整えて 新規採用・人材定着の効果アップ！

- ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
- 人材確保・人材定着支援事業費助成金

従業員が働きやすい環境の整備は、従業員の満足度や意欲の向上だけでなく、企業にとっても人材の確保・定着につながる取組です。
葛飾区は、区内中小企業等の就業環境整備をソフト・ハード両面から支援します。

menu 1

仕事と家庭の両立に向けた就業規則整備を支援します

<ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業>

社会保険労務士による就業規則(育児・介護休業法に対応する部分)の作成・改正支援など(無料)

申込受付：令和7年12月12日(金)まで

4ページへ



menu 2

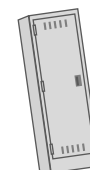
従業員が働きやすくなる就業環境整備のための費用を助成します

<人材確保・人材定着支援事業費助成金>

従業員用のトイレ・ロッカー室等の整備や、暑熱・寒冷対策のための備品・消耗品購入費に対する助成

申請受付：令和8年2月27日(金)まで

2～3ページへ



申
・
問
合
せ

葛飾区 産業経済課 経営支援係

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか

TEL：03-3838-5556

(平日8:30～17:00)

MAIL：051200@city.katsushika.lg.jp



葛飾区 ワークライフバランス

葛飾区 人材確保 助成金

葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金

障害者・高齢者・女性など、あらゆる方が働きやすい職場環境にするため、事業所内の工事等経費や、暑熱・寒冷対策のための備品・消耗品購入経費を補助します。



区HP (事業案内)

申請受付期間：令和7年6月2日(月)～令和8年2月27日(金) (必着)

対象者

- ▶ 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業などである
- ▶ 葛飾区内に事業所、営業所、支店、工場または店舗がある（本店が区外でも可）
- ▶ 上記事業所等で、常時使用する従業員が1人以上いる（パート・アルバイト可、家族従業員・役員は含めない）
- ▶ 育児・介護休業法に対応した就業規則がある/令和8年3月までに作成予定である
※労働基準監督署への届出書が必要です
- ▶ 葛飾区SDGs宣言を行っている
区HP (SDGs宣言)
- ▶ 目的・対象が類似した他の補助金等を受けていない、または受ける予定がない
- ▶ 直近期の法人都民税／前年度課税分の特別区民税の滞納がない

対象経費

葛飾区内の事業所、営業所、支店、工場または店舗において実施し、

人材の確保・定着に役立つ、①～③の事業経費

※令和7年4月以降に購入・着手し、令和8年3月までに支払い完了するものに限りま

①

次の施設の新設/改修の工事・設計費

- ▶ 従業員用のトイレ・ロッカー室・休憩スペース
- ▶ 女性(男性)が少ない事業所における女性(男性)専用施設
- ▶ 手すりや段差改善など、バリアフリー対応を目的とする施設

②

暑熱・寒冷対策としての備品購入費

例：スポットクーラー、ストーブ

※設置工事を要する固定式のものは除きます

③

暑熱・寒冷対策としての消耗品購入費

直接的に身体を冷却・加温し、継続的に使用できるもの（使い捨て品や、使用に伴い量が減るものは対象外です。）、熱中症警報器

例：ファン付き作業服、ヒーター付き作業服

※助成は、暑熱対策・寒冷対策ごとに、1日あたり常時従事する従業員数が上限です

助成率等

助成率：対象経費の1/2

助成限度額：250万円(通常)

300万円(ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けた者)

※ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定については人権推進課(TEL 5698-2211)へお問い合わせください。

申請回数：

工事・設計費	1年度につき1回まで
備品購入費	6年度につき1回まで
消耗品購入費	3年度につき1回まで

＜対象者となる中小企業などの例＞

製造業、建設業、運輸業、農林漁業等	資本金3億円以下 または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または従業員100人以下
サービス業（医療、福祉、教育、娯楽など）	資本金5千万円以下 または従業員100人以下
小売業、飲食業	資本金5千万円以下 または従業員50人以下
医療法人、社会福祉法人	従業員300人以下



＜手続きの流れ＞

工事・設計費の場合

交付申請 (オンライン/持参/郵送)

＜交付申請に必要な書類＞を用意

R8.2.27まで



オンライン手続

（区）審査し、助成金交付決定通知書を送付

助成対象事業実施、工事代金等支払

実績報告 (オンライン/持参/郵送)

＜実績報告に必要な書類＞を用意

R8.3.31まで



オンライン手続

（区）審査し、助成金交付額確定通知書を送付

助成金を請求 (メール/持参/郵送)

葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付請求書(第11号様式)を使用

（区）審査し、助成金を支払

備品・消耗品購入費の場合

助成対象事業実施、代金支払

交付申請 兼 実績報告 (オンライン/持参/郵送)

＜交付申請兼実績報告に必要な書類＞を用意

R8.2.27まで



オンライン手続

（区）審査し、助成金交付決定兼助成額確定通知書を送付

助成金を請求 (メール/持参/郵送)

葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付請求書(第11号様式)を使用

（区）審査し、助成金を支払

＜交付申請に必要な書類＞

- ① 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 葛飾区人材確保・人材定着支援事業計画書（別紙様式1）
- ③ 企業概要（別紙様式2）
- ④ (法人の場合) 法人都民税納税証明書 (個人の場合) 特別区民税納税(非課税)証明書
- ⑤ 労働基準監督署に届出した就業規則
- ⑥ 葛飾区SDGs宣言証の写し
- ⑦ 見積書又は契約書の写し
- ⑧ 従業員名簿（別紙様式3）
- ⑨ 申請月の前月の賃金台帳の写し（従業員名簿記載分）
- ⑩ 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定通知書（認定を受けている場合）

＜実績報告に必要な書類＞

- A 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金実績報告書（第7号様式）
- B 助成対象事業実施後の写真（工事費の場合のみ）
- C 助成対象経費の領収書の写し
- D 労働基準監督署に届出した就業規則（交付申請時に就業規則を提出していない場合）

＜交付申請兼実績報告に必要な書類＞

- A 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付申請兼実績報告書（第9号様式）
- I 助成対象経費の領収書の写し
※レシート可。領収書に内訳の記載がない場合は、内訳がわかる見積書または請求書も必要です。
- ウ ＜交付申請に必要な書類＞②～⑥、⑧～⑩

★ 様式は、区ホームページからダウンロードできます。

★ 助成事業の確認などのため、事業所等を訪問させていただく場合があります。



区HP (事業案内)